

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会定款第5条及び第15条第1項に定める、理事、監事、評議員（以下「役員」という。）の報酬並びに費用弁償（旅費）の支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 理事長の招集する会議等に出席した場合、日額を支給する。

(報酬の支給制限)

第4条 役員が地方自治体に勤務する常勤の特別職及び一般職員には、報酬を支給しない。

(役員の旅費に支給する費用弁償)

第5条 役員が理事長命で、その職務のため旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、「社会福祉法人湘南広域社会福祉協会職員旅費規程」を適用する。

附 則

この規程は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会役員報酬額表

役員名	報酬額
理事、監事、評議員	日額 6,500円